単　位　事　務　名	
奨学のための給付金	
根拠及び参考法令	子どもの貧困対策の推進に関する法律 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱 鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱 鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱の改正について(通知) 【平成28年5月25日付　鹿教高第75号（高校教育課扱い）】 鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱の改正について(通知) 【平成29年6月6日付　鹿教高第88号（高校教育課扱い）】 鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱の改正について(通知) 【平成30年7月2日付　鹿教高第149号（高校教育課扱い）】
項目	処理方法
目的	子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨に基づき，家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう，授業料以外の教育費負担の軽減を図るため，高校生等がいる低所得世帯に対して，奨学のための給付金を支給する。
支給対象者	1　給付金の支給対象者は，当該年度の７月１日（７月２日以降に入学することが高等学校等の学則に定められている場合は当該年度の11月１日。以下「基準日」という。）において，別表に定める区分に属し，かつ，次の各号の全てに該当する者の保護者等とする。 （１）法第３条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第３条に規定する支給対象者 （２）保護者等が鹿児島県の区域内に住所を有している高校生等 （３）休学していない高校生等。ただし，休学が病気その他やむを得ない理由によるもので，その期間が短期間である場合はこの限りではない。 （４）「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」に基づき，見学旅行費又は特別育成費が措置されていない高校生等。ただし，母子生活支援施設に入所している高校生等は除く。 2　前項の規定に関わらず，次の各号のいずれかに該当する場合は，当該高校生等を算定の基礎とする給付金の支給を受けることができない。 （１）当該年度において，既に１人の高校生等につき鹿児島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）その他の都道府県等から，高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）に基づく給付金の支給を受けている場合 （２）既に１人の高校生等につき通算３回（定時制，通信制の高等学校等に通う高校生等は４回）の支給を受けている場合 【奨学のための給付金支給要綱第３条】
給付金の支給額等	給付金の支給額等は，別表に定めるところによる。 【奨学のための給付金支給要綱第４条】
受給申請	保護者等は，奨学のための給付金受給申請書(第１号様式)に次の号に掲げる書類を添えて，基準日が７月１日の場合にあっては７月３１日，１１月１日の場合にあっては１１月３０日（それらの日が土曜日，日曜日又は休日に当たるときは，その日後において，その日に最も近い土曜日，日曜日又は休日でない日）までに県教育委員会に申請するものとする。ただし，県教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。 （１）　生活保護受給世帯（生業扶助が行われている世帯）の場合 ア　在学証明書 イ　生業扶助の措置状況が分かる証明書 ウ　その他県教育委員会が必要と認める書類

	処　理　方　法
	（２）　保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税である世帯の場合（次号の場合を除く。） ア　在学証明書 イ　保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類 ウ　その他県教育委員会が必要と認める書類 （３）　前号の世帯に扶養されている通信制以外の高等学校等に通う高校生等（第３条第１項各号の全てに該当する者に限る。）以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の場合 ア　在学証明書 イ　保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類 ウ　高校生等（第3条第1項各号の全てに該当する者に限る。）以外に，基準日の年齢が１５歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることが確認できる書類 エ　その他県教育委員会が必要と認める書類 【奨学のための給付金支給要綱第５条】
保護者等が死亡した場合の届出	給付金を受給しようとする保護者等が，基準日の翌日以降から支給決定がされる前の間に死亡した場合，その受給資格を継承する保護者等は，受給資格承継届（第２号様式）に関係書類を添えて，県教育委員会に届け出なければならない。 【奨学のための給付金支給要綱第６条】
基準日における世帯状況の調査	県教育委員会は生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による生活保護受給の有無及び道府県民税所得割額及び市町村民税の課税状況，その他給付金の支給を行うために必要があると認める場合，保護者等の同意に基づき，各市町村及びその他関係機関に確認することができる。 【奨学のための給付金支給要綱第７条】
支給の決定等	県教育委員会は，第５条の規定による申請を受理したときは，これを審査して支給の可否を決定し.支給を決定したときは奨学のための給付金支給決定通知書(第３号様式)，却下したときは奨学のための給付金却下通知書（第４号様式）により，保護者等に通知するものとする。 【奨学のための給付金支給要綱第８条】
支　給　日	給付金は，支給を決定した日の属する月の翌月末日までに支給する。ただし，県教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。 【奨学のための給付金支給要綱第９条】
支給回数	支給回数は，１人の高校生等につき年１回，通算３回（定時制，通信制の高等学校等に通う高校生等は４回）を上限とする。 【奨学のための給付金支給要綱第10条】
給付金の支給及び支給方法	給付金は，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項第10項の規定により資金を前渡する。原則，口座振込とする。ただし，鹿児島県立高等学校に在学する高校生等の保護者等が希望する場合は現金受領もできる。 【奨学のための給付金支給要綱第11条】
授業料以外の教育費との相殺	鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第38号）第1条に規定する鹿児島県立高等学校に在学する生徒の保護者等(以下「県立高校保護者等」という。）に支給する給付金は，県立高校保護者等から奨学のための給付金委任状(第５号様式)が提出された場合，保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺することができる。 【奨学のための給付金支給要綱第12条】
支給決定の取消	県教育委員会は，保護者等が偽りその他不正の手段により支給決定を受けたときは，給付金の支給の決定を取り消すことができる。 【奨学のための給付金支給要綱第13条】

	処　理　方　法
給付金の返還等	県教育委員会は，前項の規定により取り消したときは，その旨を通知するものとし，支給された給付金を返還させることができる。 【奨学のための給付金支給要綱第14条】
その他	鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要鋼に定めるもののほか，給付金の支給に関して必要な事項は，県教育委員会教育長が定める。 【奨学のための給付金支給要綱第15条】
施行期日 経過措置	この要綱は，平成26年6月30日から施行する。 この要綱に基づく給付金の支給については，平成26年4月1日以降，対象となる高等学校等に入学した高校生等から適用するものとする。 附則 この要綱は，平成27年6月4日から施行する。 附則 この要綱は，平成28年5月17日から施行する。 附則 この要綱は，平成29年5月29日から施行する。 附則 この要綱は，平成30年7月1日から施行する。 別表

区　分		高校生等1人当たりの給付金支給額	支給対象経費
1　生徒保護受給世帯（生業扶助が行われている世帯）に扶養されている高校生等		年額　32,300 円	授業料以外の教育に必要な経費
保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等（1の場合を除く。）	2　通信制高等学校等に通う高校生等	年額　36,500 円	
	3　通信制以外の高等学校等に通う高校生等（４の場合を除く。）	年額　80,800 円	
	4　2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	年額 129,700 円	

（注1）　本表における「高校生等」は第３条第1項各号のすべてに該当する者をいう。
（注2）　通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には，通信制の高等学校等に通う高校生等は全て年額36,500円を用い，通信制以外の高校生等は，全て年額129,700円を用いる。